

新潟市緑化活動推進事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園、道路又は河川等で緑化活動を行う団体に対し、緑化活動の支援を行い、地域への誇りと愛着のある緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進することを目的とする新潟市緑化活動推進事業について定めるもので、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助の対象者（以下「団体等」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 新潟市自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
- (3) 新潟都心地域民有地緑化支援事業の補助金の交付を受けた者（以下「都心緑化団体」という。）
- (4) 老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）

2 前項第4号のその他の団体は、次の掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5人以上有すること。
- (3) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となるものは、次の各号に掲げる活動場所への植栽とし、活動の際に団体等は活動場所の管理者に植栽、維持管理等についての許可を得なければならない。

- (1) 公園内
- (2) 道路
- (3) 河川敷
- (4) 公共施設敷地内で、外部から植栽が確認できる箇所。
- (5) 新潟都心地域民有地緑化支援事業で整備した箇所（以下「都心緑化箇所」という。）

2 補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる物品の購入費とする。購入物品の植栽費、

運搬にかかる費用は補助対象とはしない。

- (1) 草花の苗。ただし樹木は原則対象外とする。
 - (2) 草花の種、球根。
- 3 前項の対象となる購入物品は、第1項の箇所に全て適切に植栽すると共に、善良な維持管理を行わなければならない。
- 4 都心緑化箇所における補助金の対象となる期間は、整備を完了した年度の翌年度から起算して5年度分とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条に規定する費用の10分の10に相当する額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 前項の限度額を5万円とする。
- 2 当該植栽について、本市、国、県、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けている場合は、その額を差し引いたものを補助金として交付するものとする。

(補助申請)

第5条 補助を希望する団体等は、新潟市緑化活動推進事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、当該の植栽を行う前に市長に提出しなければならない。

- (1) 植栽箇所図(様式第2号)
- (2) 第3条にかかる物品の見積書
- (3) 実施箇所の着手前の写真
- (4) 第2条第1項第3号に該当する場合、新潟都心地域民有地緑化支援事業交付確定通知書の写し
- (5) 第2条第1項第4号に該当する団体の場合、団体活動届(様式第3号)

(補助通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金を交付するか否かを決定する。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、その決定内容を新潟市緑化活動推進事業交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(決定の変更等)

第7条 申請者は、規則第10条の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市緑化活動推進事業変更申請書(第5号様式)
 - (2) 第3条にかかる物品の見積書
 - (3) 実施箇所の着手前の写真
- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該申請者に係る交付決定額等の交付内容及びこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、新潟市緑化活動推進事業変更交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 団体等は、補助対象の植栽及びその維持管理を、交付決定を受けた年度において完了したときに、新潟市緑化活動推進事業実績報告書（様式第7号）と共に以下の各号に掲げる資料を速やかに市長に提出する。

- (1) 植栽前及び植栽後の写真
- (2) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第9条 市長は、前条に定める緑化活動推進事業実績報告書を受領し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に新潟市緑化活動推進事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りのその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の新潟市緑化活動推進事業に関する要綱の規定により行った手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行った手続きその他の行為とみなす。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。